

## 条 例

議会の議決を経た「千曲市選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償支給条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和8年7月3日

千曲市長

千曲市条例第23号

千曲市選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償支給条例の一部を改正する条例

千曲市選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償支給条例（平成15年千曲市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第109条第5項、第109条の2第4項及び第110条第4項」を「第109条第3項及び第5項」に、「第109条第4項、第109条の2第4項及び第110条第4項」を「第109条第3項及び第4項」に改める。

第2条中「1日につき2,200円の日当」を「千曲市特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例（平成15年千曲市条例第45号）を準用し計算した額の範囲内で実費」に改める。

第3条中「に定めるものを除くほか、別に鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料を必要とする場合の支給額並びに」を「の実費弁償の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。